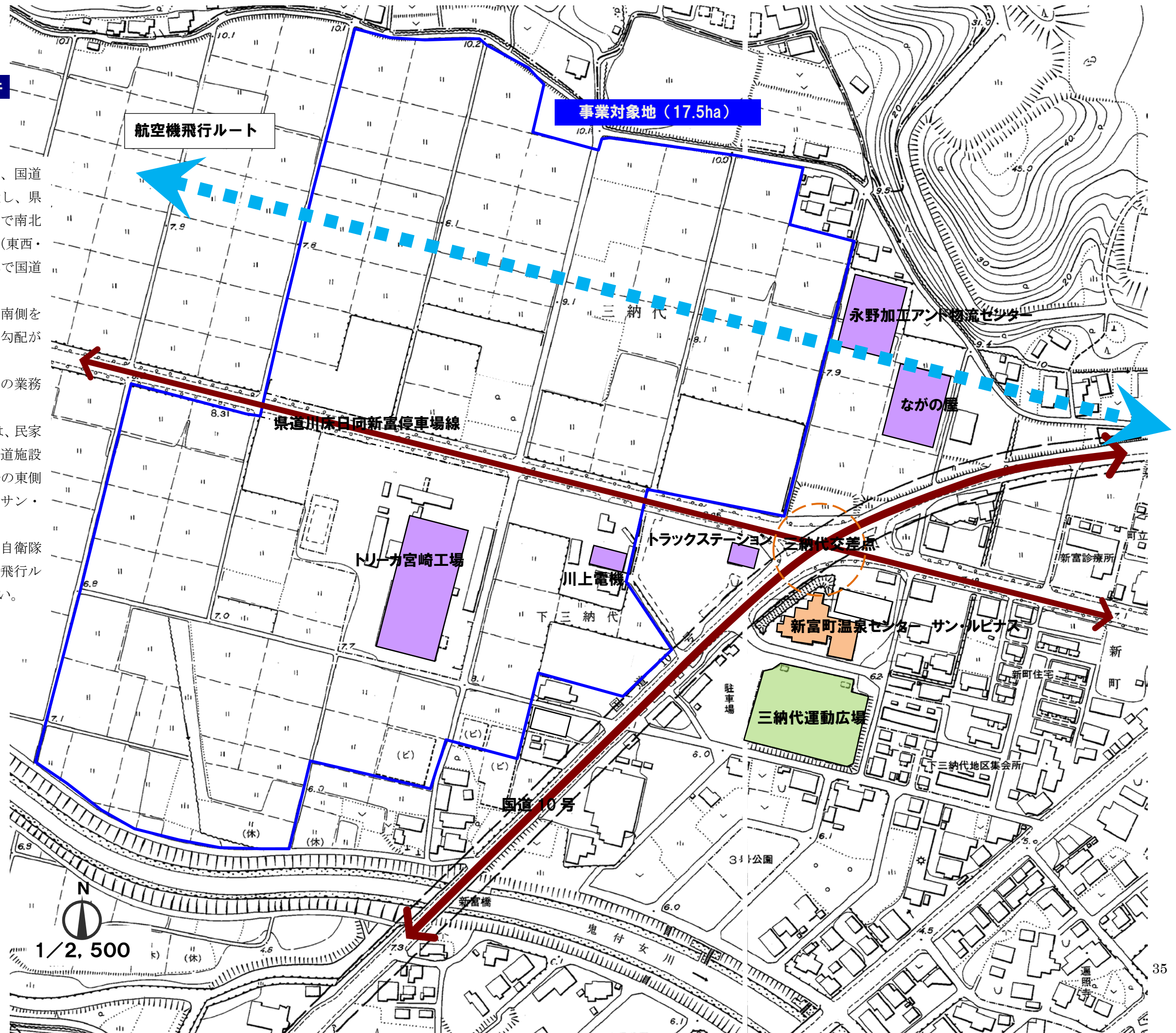


●第3章 地域活性化拠点区域の設定●

3-1 事業対象地の現況条件

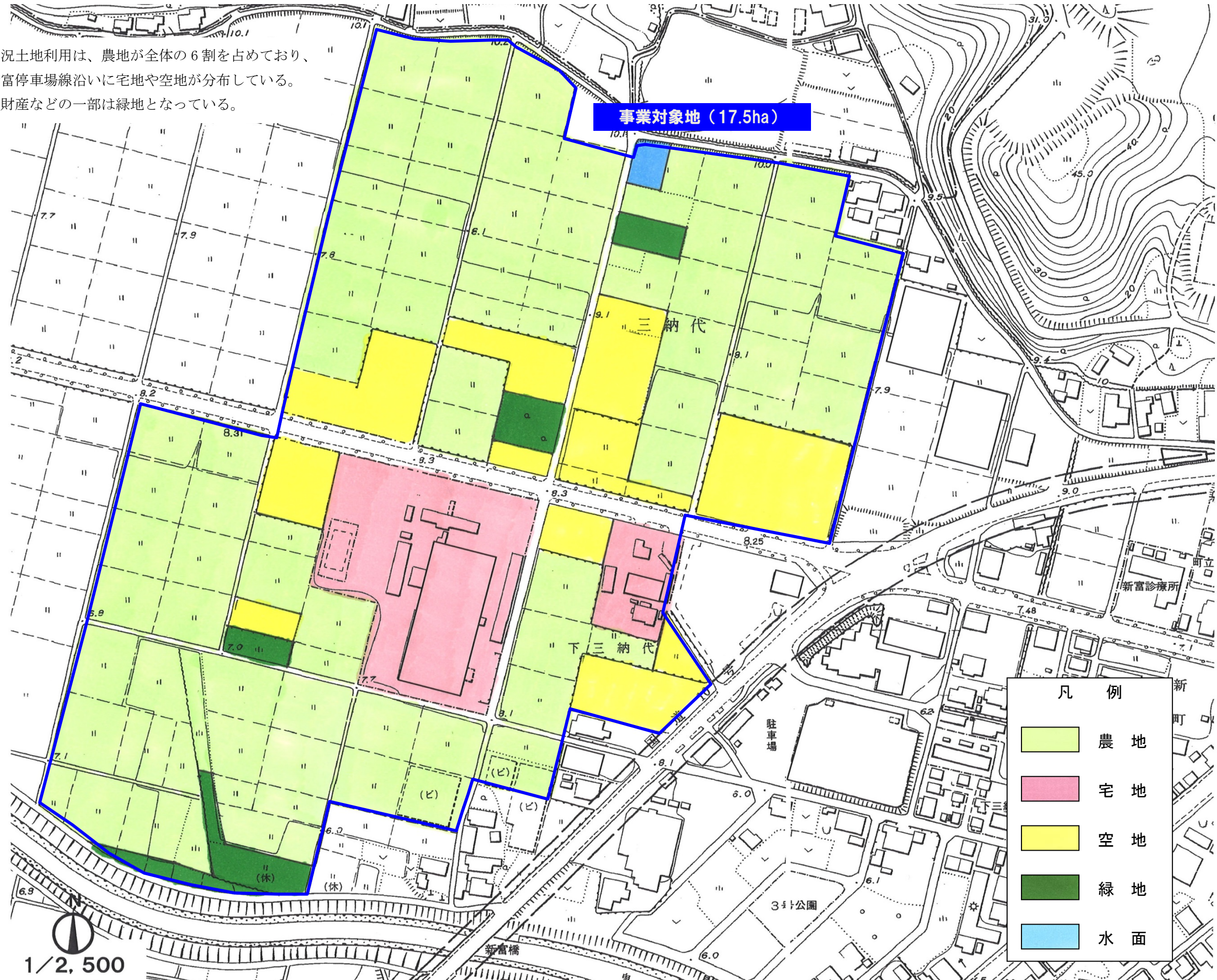
(1) 事業対象地の概要

- 地域活性化拠点の事業対象地は、国道10号の三納代交差点西側に位置し、県道川床日向新富停車場線を挟んで南北に広がる17.5haの区域である。(東西・南北とも約550m)南東側の一部で国道10号に接道している。
- 地形は標高6~10mの平坦地で、南側を流れる鬼付女川に向かってやや勾配がある。
- 事業対象地内には、民間工場等の業務施設が立地している。
- 事業対象地と国道10号の間には、民家やトラックステーション等の沿道施設が立地しているほか、国道10号の東側には新富町温泉健康センター サン・ルピナスが立地している。
- また、事業対象地の上空は航空自衛隊新田原基地を発着する航空機の飛行ルートとなっており、騒音が著しい。



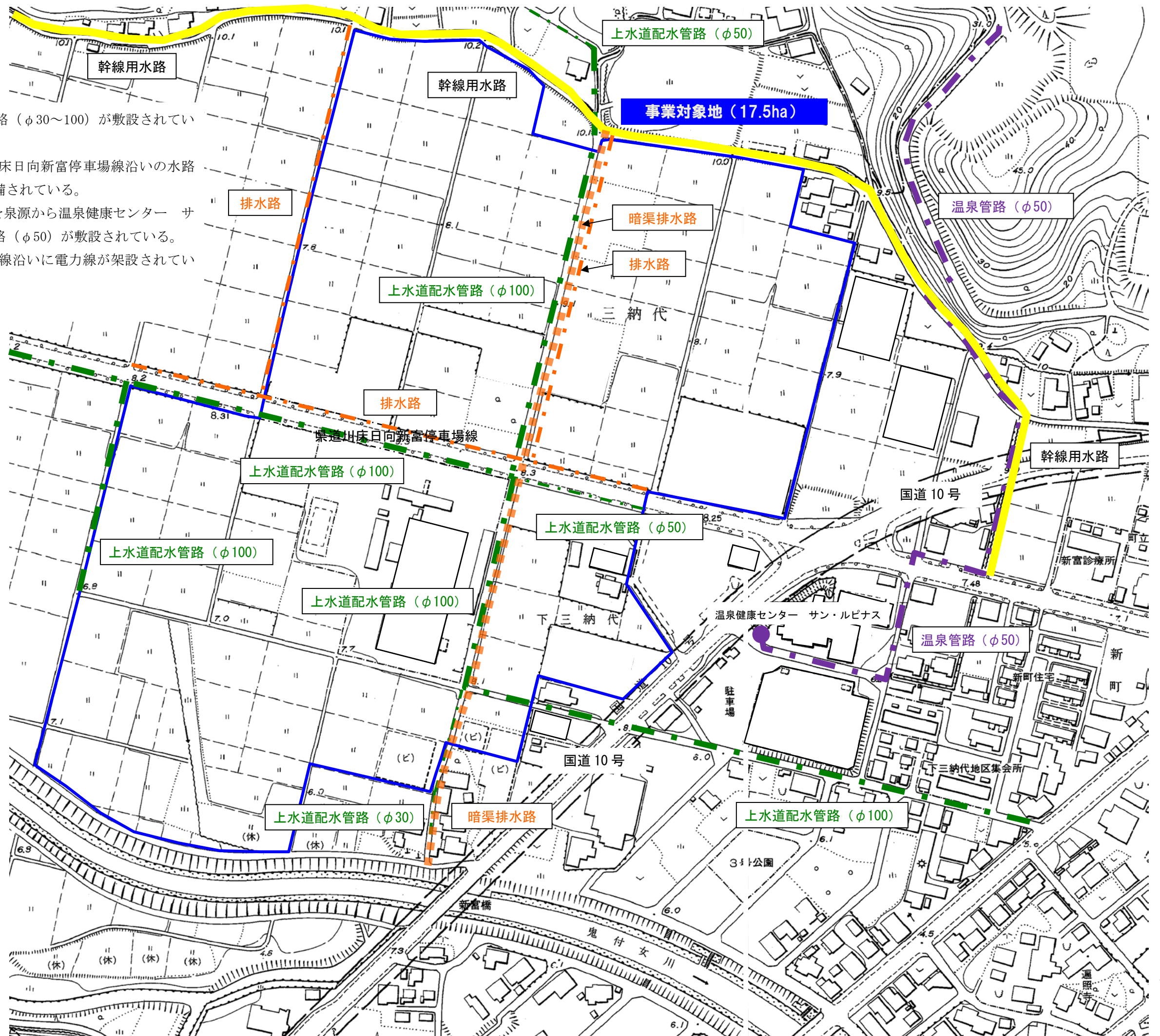
(2) 土地利用

○事業対象地の現況土地利用は、農地が全体の6割を占めており、
県道川床日向新富停車場線沿いに宅地や空地が分布している。
また、基地周辺財産などの一部は緑地となっている。



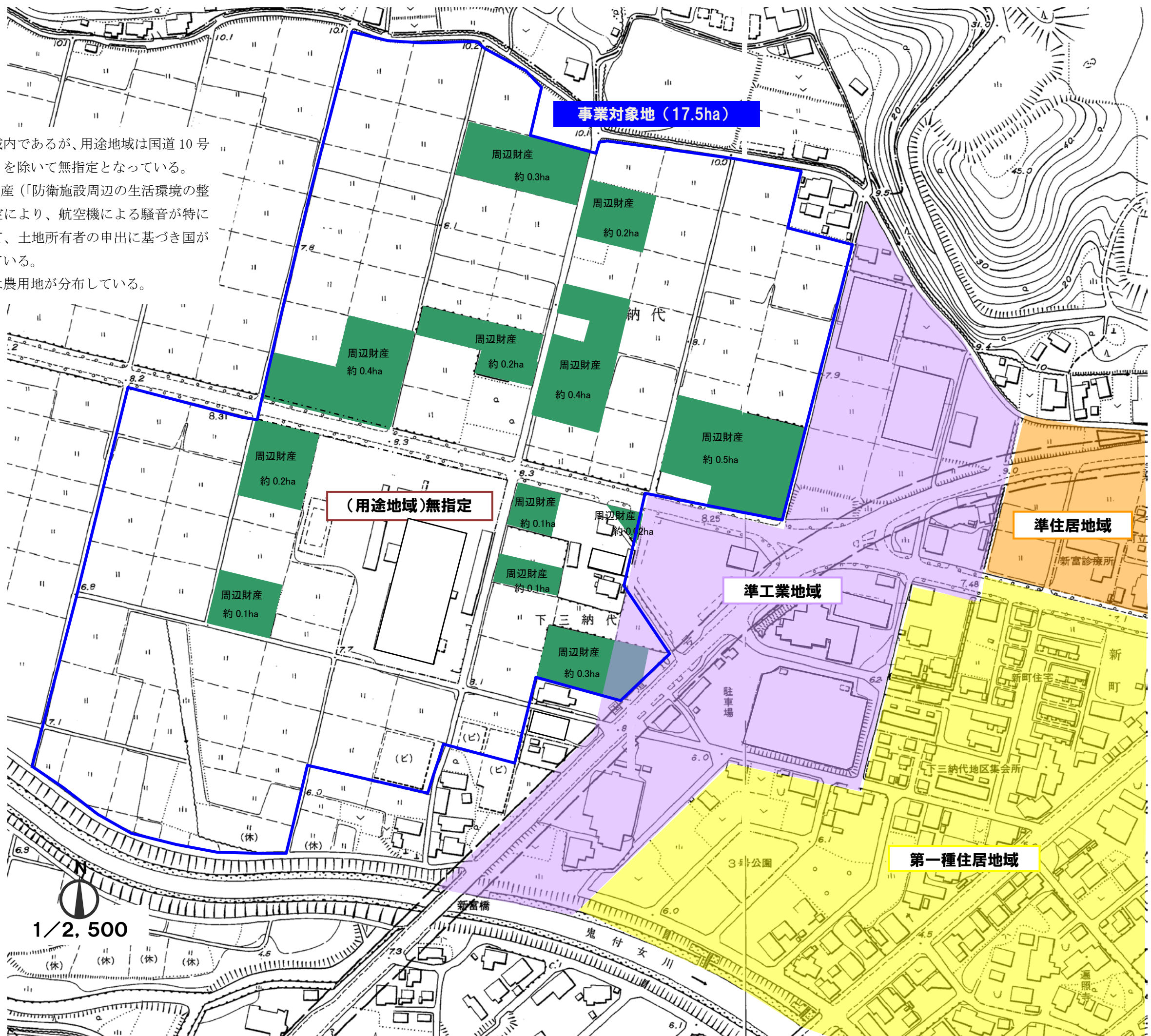
(3) 供給処理施設

- 事業対象地には、上水道配水管路（φ30～100）が敷設されている。
- 排水路は北側の集落から県道川床日向新富停車場線沿いの水路及び鬼付女川へ至るルートが整備されている。
- 事業対象地の東側には、温泉水を泉源から温泉健康センター サン・ルピナスへ供給する温泉管路（φ50）が敷設されている。
- また、県道川床日向新富停車場線沿いに電力線が架設されている。

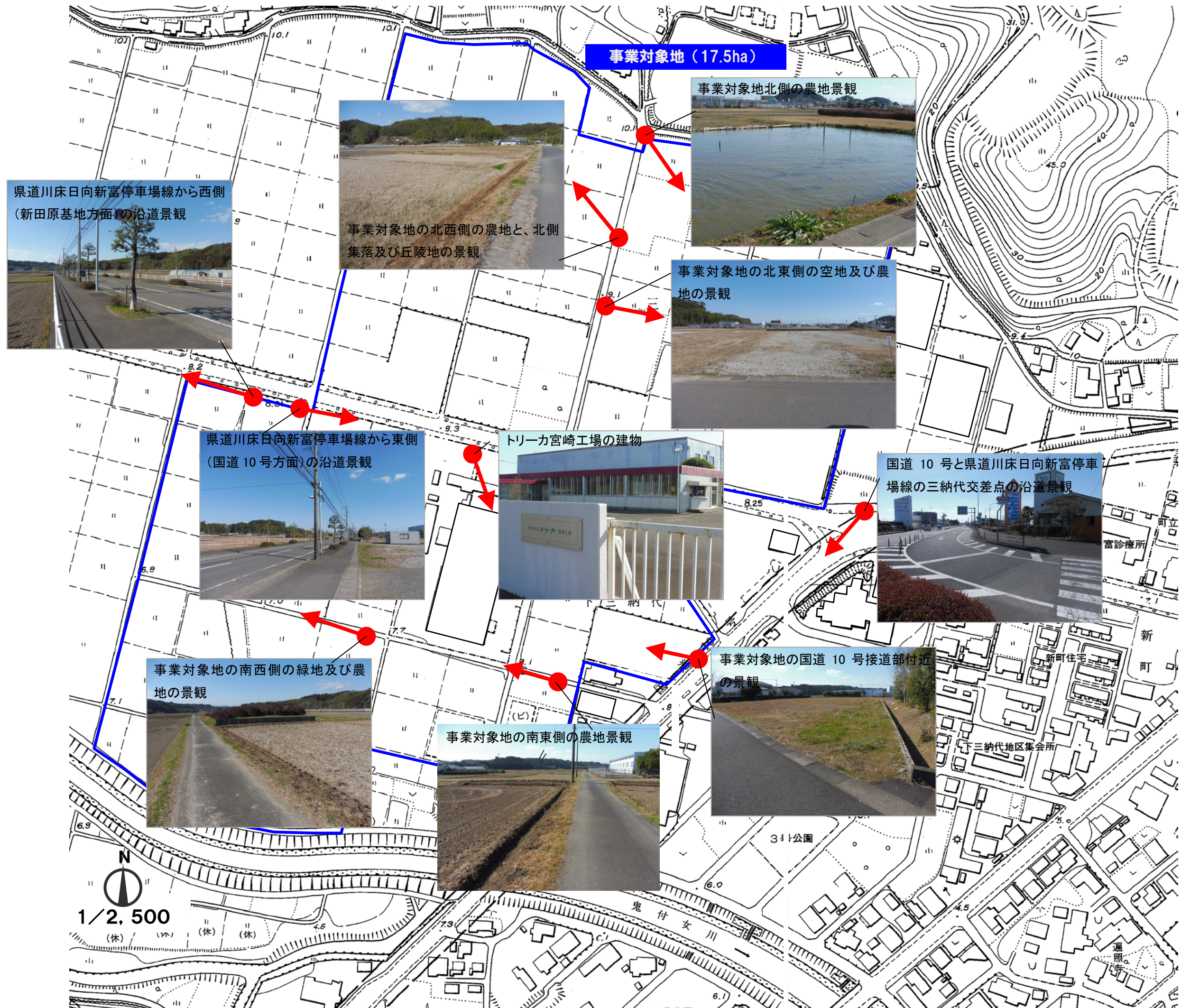


(4) 法規制等

- 事業対象地は都市計画区域内であるが、用途地域は国道10号沿いの一部（準工業地域）を除いて無指定となっている。
- 事業対象地内には、周辺財産（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の規定により、航空機による騒音が特に著しい一定の区域において、土地所有者の申出に基づき国が取得した土地）が点在している。
- この他、事業対象地内には農用地が分布している。



(5) 景観



3-2 地域活性化拠点区域の設定

○導入施設を配置するために必要な約13haの用地を確保するにあたり、事業対象地のなかで、営農の継続希望に対応するための西側農地を除外した12.7haの区域を地域活性化拠点の用地として設定する。

